

狂犬病の予防注射を受けましょう

問 住民生活課環境係(5番窓口) ☎64・1102



犬の飼い主になったら、まず初めにするのは犬の登録と狂犬病予防注射です。狂犬病に感染した犬は、ほかの犬や人にも狂犬病を感染させる恐れがあるため、飼い犬や自分自身を守るためにも必ず予防注射を受けましょう。毎年4月に狂犬病の集団接種を実施します。

犬の登録手続き(生涯に1回)

犬を飼い始めたときには登録手続きが必要になります。

登録手数料：3,000円

飼い主の変更や引越しの時、犬が亡くなったときはそれぞれ届出が必要です。忘れないように提出してください。

狂犬病予防注射(毎年1回)

生後91日以上すべての犬が義務付けられています。

予防注射は毎年1回の実施になりますので、必ず受けるようにしてください。

狂犬病予防注射料金：2,700円

注射済票：550円

※すでに飼い犬が亡くなっている方は環境係までご連絡ください。
※狂犬病の注射や犬の登録は動物病院でも受けることができます。

迷惑な野良猫から

地域猫へ

「猫による迷惑を減らしたい」「殺処分される不幸な猫を減らしたい」という2つの思いから生まれたのが地域猫対策です。

地域猫対策では、猫を排除するのではなく「命あるもの」と捉え、増えないように不妊去勢手術を行い上手に管理しながら、その数と環境上の被害を減らしていく対策です。

具体的には住民が主体となって①不妊去勢手術をする、②時間を決めてエサやりをし、すぐに片づける、③他の場所に排泄しないようにトイレを設置する、④周辺の住民へ説明するよう努める、などのルールを守って猫を管理

していきます。また、猫が苦手な方やアレルギーの方の立場も尊重し、猫からの被害を受けたい対策も同時に実施していかなければなりません。

皆さんも地域猫対策に取り組んで、迷惑な野良猫を「地域猫」へ生まれ変わらせてみませんか？



右耳がカットされているのはオス猫



左耳がカットされているのはメス猫

*地域猫活動について知りたい方は、

住民生活課環境係または湯浅保健所衛生環境課

(☎64・1293)までご相談ください。